

宮崎県で高病原性鳥インフルエンザの 疑似患畜が確認されました

【概要】

- ・死亡羽数増加の通報があった宮崎県延岡市の養鶏場(種鶏4千羽飼養)でH5亜型の鳥インフルエンザウイルスが確認されました(12月16日)。
- ・当該農場については既に鶏の殺処分及び移動制限が宮崎県から指示されています。

本病の侵入リスクが非常に高いと思われます。
飼養衛生管理基準の遵守の徹底
を引き続きお願いします。

飼養衛生管理基準の遵守の徹底について

- ・野鳥等の野生動物の侵入を防止のため、防鳥ネットの設置・整備・点検
- ・ねずみやハエ等の害虫の駆除
- ・外部の人や物の出入り制限や、車輦や物品等の消毒徹底
- ・畜舎に出入りする際の長靴や手指等の消毒と衣服の交換

* 鶏舎及び農場周辺への石灰散布も野生動物の侵入防止に有効です。

国内で野鳥から 高病原性鳥インフルエンザウイルスが 検出されています！

概要

11月以降、島根県、千葉県、鳥取県、鹿児島県において、野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出される事例が発生しています。

大陸から飛来する渡り鳥によって鳥インフルエンザウイルスを持ち込まれ、野鳥等を介して養鶏場にウイルスを伝播することが危惧されます。

養鶏農家の皆様は、ウイルスの侵入を防ぐべく、最大限の警戒をお願いします！

飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときは直ちに家畜保健衛生所に通報してください。

山梨県東部家畜保健衛生所

TEL・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-310

夜間の連絡・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡・・・090-5535-8005または090-5544-7868